

第 61 回 品質保証分科会 議事録

1. 日 時 2023 年 5 月 26 日 (金) 10 時 00 分～12 時 10 分

2. 場 所 Web 会議

3. 出席者 (順不同, 敬称略)

出席委員：中條分科会長(中央大学), 須田副分科会長(テクノファ), 三浦幹事(中部電力),
宇奈手(三菱重工業), 奥平(日立 GE ニュークリア・エナジー), 杉谷(三菱電機),
高橋(富士電機), 西山(東芝エネルギーシステムズ), 阿部(東北電力), 新屋(北陸電力),
井田(中国電力), 堺(九州電力), 田中(関西電力), 中村(四国電力),
奈良(北海道電力), 佐藤修(鹿島建設), 島屋(大成建設), 長浜(清水建設),
中田(日本原子力研究開発機構), 佐藤正(日本原燃), 嶋木(日本製鋼所 M&E),
蓮池(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン), 佐藤吉(元東京海洋大学),
吉田(熊本大学名誉教授), 秋吉(原子力安全推進協会), 景井(ヒューロペリタスジャパン)
(計 26 名)

代理委員：友田(IHI, 畠中委員代理), 小林(電源開発, 石合委員代理),
梶谷(日本原子力発電, 伊藤委員代理) (計 3 名)

欠席委員：仲村(東京電力 HD), 景平(原子燃料工業), 白石(三菱原子燃料),
清水(発電設備技術検査協会), 菅谷(日本エヌ・ユー・エス) (計 5 名)

常時参加者：高田(原子力規制庁) (計 1 名)

説明者：品質保証検討会 西田主査(東京電力 HD), 杉村(日立 GE ニュークリア・エナジー)
JEAC4111 適用課題検討タスク 工藤(東芝エネルギーシステムズ),
首藤(元電源開発), 鈴木(中電シーティーアイ) (計 5 名)

オブザーバ：なし (計 0 名)

事務局：葛西, 末光, 田邊(日本電気協会) (計 3 名)

4. 配付資料：別紙参照。

5. 議 事

事務局より, 本分科会にて私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないこと及び Web 会議での注意事項を確認した。その後, 分科会長より挨拶があり, 次第に沿って議事が進められた。

(1) 代理出席者, 常時参加者, 説明者, オブザーバの承認, 会議定足数確認, 配布資料の確認
等 他

事務局より, 代理出席委員 7 名の紹介があり, 分科会規約第 7 条 (委員の代理者) 第 1 項

に基づき、分科会長により承認された。代理出席者を含め出席委員が 29 名で、分科会規約第 10 条（会議）第 1 項に基づき、委員総数の 3 分の 2 以上の定足数（23 名以上）を満たしていることが事務局より報告され確認された。次に、事務局より、常時参加者 1 名及び説明者 5 名の紹介、配付資料の確認が行われた。

事務局より、新委員及び新委員候補の紹介があり、その後一人ひとりから挨拶があった。

(2) 分科会タスク名簿（報告）、検討会委員の変更（審議）

1) 分科会タスク名簿（報告）

事務局より、資料 No.61(2)-1 及び資料 No.61(2)-2 に基づいて、ワークショップ検討タスク及び JEAC 4111 適用課題検討タスク委員について、現状前回分科会から委員の変更は無いとの紹介があった。

2) 品質保証検討会委員の変更（審議）

事務局より、資料 No.61(2)-3 に基づいて、下記の品質保証検討会委員の変更について説明があった。分科会規約第 13 条（検討会）第 4 項に基づき、新委員候補について承認するかについて、分科会規約第 12 条（決議）第 4 項に基づいて、Web の挙手機能により決議を行い、出席委員の 5 分の 4 以上の賛成により承認した。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ・退任委員 伊藤 委員（北海道電力） | ・新委員候補 奈良 氏（同左） |
| ・退任委員 佐藤 委員（東北電力） | ・新委員候補 河内 氏（同左） |
| ・退任委員 辰巳 委員（北陸電力） | ・新委員候補 道下 氏（同左） |
| ・退任委員 新井 委員（三菱原子燃料） | ・新委員候補 服部 氏（同左） |
| ・退任委員 秋吉 委員（原子力安全推進協会） | ・新委員候補 田上 氏（同左） |

(3) 前回分科会議事録（審議）、関係議事録等確認（報告）

事務局より、事前に確認を受けた資料 No.61(3)の前回議事録（案）の紹介があった。正式議事録とすることについて、分科会規約第 12 条（決議）第 4 項に基づき、Web の挙手機能により決議を行い、5 分の 4 以上の賛成で承認した。

事務局より、資料 No.61(3)-参考シリーズに基づき、前回の品質保証分科会以降の、基本方針策定タスク、原子力規格委員会、2023 年度活動計画について紹介があった。

(4) 2022 年度実務コース講習会（オンデマンド配信）の開催結果（報告）

品質保証検討会より、資料 No.64(4)に基づき、2022 年度実務コース講習会（オンデマンド配信）の開催結果について報告があった。また、事務局より資料 No.64(4)-参考に基づき、原子力規格委員会三役に事務局より報告することについて報告があった。

主なご意見・コメントは下記の通り。

- ・ 特になし。

(5) 「JEAC4111-2021 の活用に関する実態調査結果」に基づく対応（審議）

品質保証検討会より、資料 No.61(5)に基づき、「JEAC 4111-2021 の活用に関する実態調査結果」に基づく対応について説明があった。

主なご意見・コメントは下記の通り。

- ・ 見解の発信先は JEAC 4111-2021 活用における実態調査で実態調査回答にご協力頂いた組織であり、分科会のレスポンスとして発信したいということは理解した。他方、実態調査の対象としなかった組織及び供給者に対しては、分科会の考え方を伝えるものとしての位置付けであるとあるが、この意味を補足説明してほしい。
- 品管規則は炉規法の対象“8施設”の全てに適用されるが、JEAC 4111 はその中から中心となる 5 施設を対象としている。今回は、該当する施設の全てに対して実態調査をした訳ではないが、JEAC 4111 としては実態調査をした組織とそれ以外の組織を差別化している訳ではない。このため、協力して頂いたことに対するレスポンスを今まで何もしていなかった事も踏まえ、JEAC 4111 が主とする対象組織と、それ以外の組織に対しても同様に発信するのが妥当であり、公開することを考えたものである。供給者については、JEAC 4111 の直接的な対象組織ではないため、協力して頂いた事業者側に回答しているということが伝わるような位置付けで考えている。
- ・ 第一段階としては、実態調査に協力して頂いた組織にレスポンスとして伝えるということ、第二段階はもう少し広く伝えるという、二段階の提案と理解して良いか。
- その様に理解頂ければ良い。
- ・ 実態調査の回答に対するレスポンスを示していく提案内容は結構だと思う。ただ、タイミングと、どういう位置付けでこれを実施するか、若干懸念がある。具体的には、次の議題にある原子力規制庁から示された課題に対する対応とセットでやるのだと思っている。実態調査の回答には、品管規則・解釈と JEAC 4111 の関係が曖昧になっていることで不安を与えているとか、規制検査で用語の相違に関する混乱が生じているとかが示されているが、これについては、原子力規制庁から示された課題に対して対応したり、品管規則と JEAC 4111 の比較表を技術資料にしたりすることで解消できると思うので、その上で事業者に対して JEAC 4111 の活用をお願いするのが、望ましいというふうに考える。
- 見解の発出は必ずしも単独で世の中に出していこうとは思っておらず、今言って頂いたような周囲の状況も踏まえるということは考えていくべきと思っている。検討会では、この提案をすることについてあまり先延ばしをするものでもないであろうということになったが、見解をどのタイミングで出すかは細かく詰めていない。まずはこの様なことを行っていくに当たり検討を進めて良いのか確認したいと考えている。原子力規制庁から示された課題に対する報告書は最終段階にあるので、連続性も考慮した書き方、発出の仕方やタイミングを検討することになると思う。
- ・ 実態調査結果に関しては 2 月の分科会で承認されているので、協力頂いた所にフィードバ

ックを返す方が良いと思う。その際、今骨子に書いているようなことを、送り状に書いて返すということである。他方、広く公表することについては、原子力規格委員会と品質保証分科会の連名で、JEAC 4111 適用課題検討タスクの議論を踏まえて公表しようとしているので、それと同期を図りながら進めていくことになると思う。

- ・ 実態調査結果を受けて対応することを前回の品質保証分科会で承認頂いたので、検討会ではそれに従って今年度の活動計画を一つずつ並べていって対応を検討した。その一つが見解の発出である。出し方として、委員は組織の代表として委員会活動に参加している訳ではなく、その人を通じて組織に対して聞いているので、実態調査を依頼した組織に対して返すのが妥当と考える。
 - ・ 少し議論を分けた方が良いと思う。実態調査の報告書が出来上がったので、協力頂いた所にレスポンスを返すことは必要と思う。その時に、今骨子に書いてあるようなことを表紙に付けて返すということに関して反対はあるか。
 - ・ 事務局だが、アクションに対してアクションを返すということはごく自然な話なので良いと思うが、単独で見解を出すということであれば、何の規約類に基づいてどういうプロセスで行うのかということが必要と思うが、それは分けた議論の後半となるのか。
- それは後半の話である。今皆さんに聞いているのは、実態調査に対するレスポンスを返すということで、その時に実態調査の結果を見ると状況がこうであり、それについてはこの様に考えて頂きたいということ、品質保証分科会として出したいという提案に対してどうかということを知っている。それとは別に広く公表したいという話もあるので、それについては、後の議題と連携を取りながら実施しなくてはいけないと思うので、区分けをしたい。最初の実態調査に対するレスポンスを返すということに限定して、それに対して皆さん方がどんな考え方なのかということである。

(反対意見なし。)

- ・ 実態調査のレスポンスを誰に返すということについては、先程の意見だと、協力して頂いた組織の品質保証の責任者に返すことになると思う。
 - ・ 各組織の事情もあろうかと思うし、実態調査の回答も組織として回答しているのか委員が回答したのかも匿名回答で、分からない状況でもあることから、実態調査を依頼したのと同じ様に委員を通じて、その先の組織の委員に任せることで良いのではないか。
- 実態調査依頼を実施し、返ってきた回答の協力者は事務局しか知らない。その状況によってレスポンスを返すのがごく自然であると思う。
- ・ レスポンス文案は今から作るのか。
- 文案を書いて揉んでいる段階ではない。まずはこういうアクションでどうかということの提案であり、こんな骨子でどうかという提案でもある。
- ・ レスポンスを返すのは当たり前であると思うので、先程の骨子のような形でレスポンスを返すということで、品質保証検討会の方で文案を作って頂き、品質保証分科会の各委員に確認頂き、修正をして送付することにした。これはメール審議の様な形で実施し、編集上の修正は分科会長一任ということに対応する。

- ・ 議論をまとめると、1つは実態調査結果に対してレスポンスを返す。2つ目は説明頂いた骨子に基づき送り状を作成し、各品質保証分科会委員に確認頂く。3つ目は送り先に関しては、実態調査の回答者に対して依頼時と同様に委員を通じて返す。より広い立場の人たちに情報発信をしていくということについては、原子力規格委員会と品質保証分科会共同でアナウンスメントを出そうとしているので、それを考えながら進めていくということで、具体的な内容については今後詰めていけば良いかと考える。
- ・ 実態調査結果に対する対応について、今回の審議の結果について決議を取りたい。

○ 特に異論がなかったので、実態調査結果に対する対応を、今回の審議結果について、分科会規約第12条（決議）第4項に基づき、Webの挙手機能により決議を行い、5分の4以上の賛成で承認した。

(6) JEAC 4111 適用課題検討タスクからの報告及び原子力規制庁から示された課題に対する考え方（最終報告案）（審議）

1) 原子力規制庁から示された課題に対する考え方（最終報告）

三浦幹事より、資料 No.61(6)-1-シリーズに基づき、JEAC 4111 適用課題検討タスクからの報告及び原子力規制庁から示された課題に対する考え方の最終報告案について説明があった。

主なご意見・コメントは下記の通り。

- ・ 今回、軽微な修正も反映されており、例えば JEAC と 4111 の間にスペースを入れる修正については添付の原子力規格委員会議事録も訂正されている。原子力規格委員会で承認された公式なものまで修正して良いものか。
- 修正時の誤りである。この資料と後で説明する公表用の資料について、タスクでは規格と同様な誤記等のチェックを実施している。エディトリアルな修正はタスクで引き続き行われると考えてほしい。
- ・ 資料 No.61(6)-1-3 について、エディトリアルな修正はあるものとして、承認頂けるかについて決議を取りたいと考える。

○ 特に異論がなかったので、資料 No.61(6)-1-3 を認めるかについて、分科会規約第12条（決議）第4項に基づき、Webの挙手機能により決議を行い、5分の4以上の賛成で承認した。

2) 原子力規制庁から示された課題に対する考え方（最終報告）

三浦幹事より、資料 No.61(6)-1-2, 資料 No.61(6)-2 シリーズに基づき、JEAC 4111 適用課題検討タスクから分科会への提案及び原子力規制庁から示された課題に対する考え方の公表について説明があった。

主なご意見・コメントは下記の通り。

最終報告には、各事業者からのアンケートが入っており、アンケートに答えた側からすると、公開されるとは思っておらず率直な回答をしたことから、アンケートの添付資料⑧は公表対象から外して欲しい。

- ・ 資料 No.61(6)-1-2 のタスクからの提案は、報告書の全部をそのまま出す訳ではなく、報告書を要約して示すイメージなのか。
- タスクからの提案は、「内容をまとめ」と書いてあるので、報告書を全部載せるとは限らないというスタンスである。
- ・ 実態調査の結果は品質保証分科会という公開の場での資料であり、原子力規格委員会に資料開示請求されたものは開示することになっている。分科会として資料確定もしたのであれば公開しても良いかを考える。
- 資料請求すれば得られるというのと、そのまま原子力規格委員会のホームページに載るといのは、ニュアンスが違うと思う。
- ・ どちらにしても添付資料②は著作権にも関係する問題があるため公開できないので、それに添付資料⑧も公開しない対象に加えるかどうかということであると思う。
- ・ 事務局だが、この議論は報告書を公開する上で、何処の部分を公開するのか、全部を公開するのかということで、報告書からは外す訳ではない。部分的に開示することが駄目ということでもない。報告書の本文は公開するとしても、添付については請求するという扱いにしても良いのではないかと。添付資料②の著作権に関する認識はその通りであり、添付資料⑧も避けたい要望があるのであれば、添付資料②と添付資料⑧は公開しない扱いでも良いかもしれない。
- ・ そういう意味では公表に当たって、報告書（添付資料②と添付資料⑧を除く。）という形にしておいて、添付資料②と添付資料⑧は、要望があれば見ることが出来るというくらいにしておくということかと思う。
- ・ 事務局だが、資料 No.61(6)-1-2 は、次回改定についても提案しているので重要であると思っている。先ほど決議により承認された資料 No.61(6)-1-1 の No.10 の原子力規制庁から頂いた意見は次回改定で実施すべきエッセンスが記載されており、No.61(6)-1-2 の提案にはそれが当然として含まれているということを確認したい。
- 資料 No.61(6)-1-1 を踏まえた資料 No.61(6)-1-3 は先程の決議で承認された。当然含まれている認識で良いと思う。
- ・ 添付資料⑧については、今後 JEAC 4111 をどの様に使用していくかの一助になればという意味で回答しているので、公表する観点では書いていないというのが実態であるので、非公開に賛成である。
- ・ 公表に当たっての資料は、添付資料②と添付資料⑧を除くという形に修正することで考えていくことで良いか。
(反対意見なし。)
- ・ 資料 No.61(6)-1-2 で 4 つ提案しているが、その方向で良いかどうか。資料 No.61(6)-1-2 の

(1)が良いとした場合に、資料 No.61(6)-2-2 の「公表に当たって」、資料 No.61(6)-2-3 (概要版)、資料 No.61(6)-1-3 の最終報告から添付資料②と添付資料⑧を除いたものを公表することを、原子力規格委員会に上程することになるが如何か。

- ・ 忙しい人は概要版しか見ないが、概要版の構成を見ると最後が「考え方」で終わっていて結論が記載されていないように見える。本編のまとめに相当する部分が 2 頁から 3 頁に書いてあり、よく読めば分かるが、誤解が生じそうである。あくまでもエディトリアルな構成だけの問題であるが、結論を最後に持っていった方が、概要しか見ない人には良いと思った。
- 最終報告から添付資料②と添付資料⑧を除いたものを公表することを品質保証分科会で承認頂けるようであれば、修正しないとイケないし、先程承認頂いた資料 No.61(6)-1-3 もエディトリアルに動いている。概要版のエディトリアルな修正もタスクの方に任せて頂くということで了解頂きたい。
- ・ 原子力規格委員会に上程する際、規格改定時の様に概要説明パワーポイントで説明したいと思うが、その説明資料もタスクに一任の条件で良いか。
- その条件で良い。そこも含めて決議を行いたい。

○ 特に異論がなかったので、資料 No.61(6)-1-2 の 4 つの提案、資料 No.61(6)-2 シリーズを原子力規格委員会に上程すること、エディトリアルな修正と概要説明資料はタスクに一任とすることについて、分科会規約第 12 条（決議）第 4 項に基づき、Web の挙手機能により決議を行い、5 分の 4 以上の賛成で承認した。

(7) 第 13 回 JEAC 4111 ワークショップの開催（報告）

事務局より、資料 No.61(8)及び資料 No.61(8)-参考に基づき、第 13 回 JEAC 4111 ワークショップ開催案内の確定版と、次回分科会でアンケート結果等を踏まえた報告を行うことについて説明があった。

(8) その他

- ・ 次回品質保証分科会については 8 月下旬から 9 月上旬になると思うが、別途日程調整をして、連絡することとする。

以 上

第 61 回品質保証分科会配布資料

資料 No.61(1)-1	原子力規格委員会 品質保証分科会 委員名簿
資料 No.61(1)-1-参考	原子力規格委員会 品質保証分科会 委員名簿
資料 No.61(1)-2	原子力規格委員会 品質保証分科会 委員名簿（出欠・参加方法）
資料 No.61(2)-1	原子力規格委員会 品質保証分科会 ワークショップ検討タスク 委員名簿
資料 No.61(2)-2	原子力規格委員会 品質保証分科会 JEAC4111 適用課題検討タスク 委員名簿
資料 No.61(2)-3	原子力規格委員会 品質保証分科会 品質保証検討会 名簿（案）
資料 No.61(3)	第 60 回 品質保証分科会 議事録（案）
資料 No.61(3)-参考 1	第 77 回基本方針策定タスク 議事録（案）
資料 No.61(3)-参考 2-1	第 85 回原子力規格委員会 議事録（案）
資料 No.61(3)-参考 2-2	2022 年度活動実績及び 2023 年度活動計画（案）
資料 No.61(3)-参考 2-3	2023 年度各分野の規格策定活動（案）
資料 No.61(4)	2022 年度 JEAC 4111 講習会の実施結果について(報告)
資料 No.61(4)-参考	日本電気協会原子力規格委員会活動の基本方針 2023 年 3 月 28 日 一般社団法人 日本電気協会（抜粋：講習取り扱いに関する取扱い）
資料 No.61(5)	実態調査をふまえた JEAC 4111-2021 活用に関する見解の発出について（案）
資料 No.61(6)-1-1	原子力規制庁から示された課題に対する考え方についての JEAC 4111 適用課題検討タスク（第 6 回以降）での意見と対応
資料 No.61(6)-1-2	JEAC 4111 適用課題検討タスクの活動報告（案）
資料 No.61(6)-1-3	原子力規制庁から示された課題（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方（最終報告）
資料 No.61(6)-1-3-参考	JEAC 4111-2021 新旧比較表
資料 No.61(6)-1-3-参考	原子力規制庁から示された課題（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方（最終報告）（案）
資料 No.61(6)-2-1	日本電気協会原子力規格委員会運営規約 細則 2022 年 12 月 20 日 一般社団法人 日本電気協会（抜粋：意見及び異議申し立ての審議・承認の詳細）
資料 No.61(6)-2-2	報告書「原子力規制庁から示された課題（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方」の公表に当たって
資料 No.61(6)-2-3	原子力規制庁から示された課題（2022 年 6 月 8 日）に対する考え方（最終報告・概要版）（案）
資料 No.61(6)-2-参考	原子力安全のためのマネジメントシステム規程（JEAC 4111）に係る日本電気協会との面談
資料 No.61(7)-1	「規格の活用に向けて」現状と今後の展望
資料 No.61(7)-2	他規格における JEAC 4111 の引用有無，当否について
資料 No.61(7)-3	日本電気協会原子力規格委員規格一覧

資料 No.61(8)	第 13 回 JEAC 4111 ワークショップ 「JEAC 4111-2021 の活用の現状～効果，課題と解決の方向性～」の開催について
資料 No.61(8)-参考	ワークショップ講演 1 「JEAC 4111-2021 改定の意図」
資料 No.61(9)-1-1	原子力規格委員会 活動の基本方針（15 次改定）案（抜粋）
資料 No.61(9)-1-2	原子力規格委員会 活動の基本方針 新旧比較表（案）
資料 No.61(9)-1-3	技術評価対応における問題点の再発防止対策の検討結果について
資料 No.61(9)-2	学協会規格の継続的な活用に向けた電気事業者からの提案の検討状況